明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○工業用水道料金算定要領（経済産業一九）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事開始、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、住宅型式性能認定関係　四
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五二

告示

○経済産業省告示第十九号

工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十七条を実施するため、工業用水道料金算定要領を次のように定める。

平成二十五年二月十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

工業用水道料金算定要領

第一　基本原則

一　工業用水道事業者が供給規程に定める工業用水の料金（以下「料金」という。）は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものとなるよう算定するものとし、かつ、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものであってはならない。

二　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十七条第二項の規定による認可の申請（以下「申請」という。）に当たっては、本要領の定めるところにより料金の算定を行うものとする。

三　工業用水道事業法施行規則（昭和三十三年通商産業省令第八十四号）第十条第一項第一号に規定する料金に関する説明書については、別添様式によるものとする。

四　地方公共団体たる工業用水道事業者が供給規程に料金を定めようとするときは、本要領に定めるところを参酌して当該料金の算定を行うことができるものとする。

第二　算定期間

標準的な料金算定期間は、五年間とする。ただし、料金の算定を行おうとする工業用水道事業者であってその営む工業用水道事業の特殊性、各費用の変動の状況等に鑑みこれによることが適当でないと認められる者にあっては、合理的な期間を設定できることとする。

第三　総括原価

総括原価は、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画及び資金計画等を前提とし、能率的な経営の下における適正な営業費用に工業用水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる営業外費用及び資産維持費を加えた額から、控除項目の額を控除して算定するものとする。ただし、工業用水道事業者の責に帰することのできない理由によるものであると認められる累積欠損金（直近の事業年度の決算において、工業用水道事業から生じた欠損金額の累積額が繰越利益剰余金及び利益積立金の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）があるときは、当該金額を総括原価に加えることができるものとする。

一　営業費用

営業費用は、人件費、動力費、薬品費、修繕費、受水費、負担金その他の維持管理費及び減価償却費の合計額とする。

㈠　人件費

人件費は、給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費の合計額とする。

ア　人件費は、過去の実績及び料金算定期間中の事業計画を考慮して、効率的な人員配置に基づいて適正に算定した額とする。

イ　退職給付費は、料金負担の期間的公平を図る見地から、単に料金算定期間中の支払所要額を基準とするのではなく、退職給付引当金を考慮した一定の基準により算定するものとする。